

令和6年5月17日

坂祝町長 柴 山 佳 也 様

坂祝町上下水道経営審議会

会長 竹内 治彦

下水道使用料の適切なあり方について（答申）

令和5年10月5日付け加坂水第281号による諮問された標記の件について、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

記

1 はじめに

坂祝町の下水道事業は、集合処理として、公共下水道と農業集落排水にて整備している。

公共下水道は、流域関連公共下水道として昭和63年に事業を着手、平成5年から順次供用を開始し、全体計画398.8ha、事業計画322.3haについて整備を進め、令和5年度末において、区域内に現存する家屋については、接続可能となる管渠整備が概成している。

農業集落排水は、公共下水道が始まる以前から取り組んでおり、昭和63年供用の深萱西部地区、平成4年供用の黒岩地区、平成6年供用の一色地区の3地区にて事業化されている。

下水道事業は、平成31年度より地方公営企業法を全部適用し、経営状況や資産・負債・資本といった財務状況が把握できる公営企業会計を導入している。「雨水公費、汚水私費の原則」に基づき、公営企業として「下水道使用料による自立経営」が要請されている。

しかしながら、本町の下水道事業は一般会計から多額の補填を受けて運営しているのが現状である。

本審議会では、こうした現状を踏まえ、諮問事項である下水道使用料について、公

営企業としてあるべき姿に立ち返り、坂祝町の下水道事業の将来を見据えて、様々な観点から慎重に審議を行った。

2 答申事項

下水道は、快適な暮らしを支え都市生活を送るために欠かすことのできない重要な都市基盤であり、早期に「下水道使用料による自立経営」を実現しなければならない。そのためには、今後も経費削減などの経営努力を継続することが前提とはなるが、下水道使用料の改定の必要があると判断する。

(1) 下水道使用料の改定

「下水道使用料による自立経営」の実現にあたり、下水道使用料を「現金支出を伴う維持管理費と支払利息に相当する額」に改定する必要がある。しかしながら、「現金支出を伴う維持管理費と支払利息に相当する額」への改定は大幅な見直しとなり、住民の方へ負担を強いることになるため、改定検討を5年に1回の頻度とし、その都度改定の適否を含めて行うべきである。

このような観点を踏まえ、第1回の使用料改定は、現時点での維持管理費の増額が確定している木曽川右岸流域下水道維持管理負担金の改定増分の費用を補うこと目的に、下水道使用料の算定期間である令和7年度から令和11年度の5年間において、別添「下水道使用料表」のとおりの使用料改定とすることが妥当であると判断する。

(2) 下水道使用料体系

①基本料金

基本料金は、従来どおり1ヶ月あたり 10 m^3 とし、基本料金を現行より84円(6%)増加させ、1,484円とする。

②超過料金

1ヶ月あたり 10 m^3 を超える排除汚水量に係る下水道使用料については、今回の改定において、排除汚水量区分を据え置き、各区分における料金を平均10円(6%)増加する。

3 下水道事業の健全経営について

下水道使用料の適正化によって、使用者に相応の負担を求めるためには、経費削減といった経営改善に向けた努力を行うべきである。

また、下水道事業の経営にあたっては、企業経営の視点により運営することが重要であることから次のとおり意見を付し、今後における下水道事業の健全経営にあたり配慮されたい。

(1) 農業集落排水地区の下水道接続

維持管理費を削減するために、農業集落排水地区を汚水処理原価の安価な流域関連公共下水道へ接続する事業を、遅延なく早急に行うこととする。また、費用が大きな事業であることから、事業着手予定である令和8年度から進捗状況を審議会へ報告されたい。

(2) 計画策定・経営状況等についての審議会への報告

下水道事業の経営のモニタリングのため、「坂祝町下水道経営戦略」「坂祝町流域関連公共下水道事業計画」等計画策定については審議会への報告事項とし、経営状況等も併せて審議会へ報告されたい。

(3) 今後の一般会計負担の考え方

汚水処理施設の建設費を、現在使用している町民だけで負担することは非常に困難である。また、下水道事業は維持管理・資産更新の段階へと進んできている状況では、一般会計からの繰入金はやむを得ない状況である。

しかし、過度に一般会計からの繰入金に依存せずに、下水道経営健全化による経営の自立性を高めるため、また、負担の公平を図るためにも、下水道使用料の適正化を行い、段階的に一般会計負担を減じていくことが必要である。

(4) 今後の下水道使用料の見直し

人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化とともに、節水機器の普及や節水意識の向上、汚水処理施設の更新・改築経費の増加など下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。健全な経営で持続的な下水道サービスを提供し、経営環境の変化に対応するため、下水道使用料は5年毎をめどに、使用料体系を含めた見直し

を検討されたい。

(5) 下水道事業におけるコスト削減

事業着手・供用開始後30年以上経過することから、管渠の長寿命化対策などによる投資の平準化や一層のコスト縮減に向けた対策を講じ、下水道サービスの質を将来にわたり維持・向上させるため、適切な改築・修繕が実施されるよう検討されたい。

(別添)

下水道使用料表（答申）

区分	基本使用料（1ヶ月につき）		従量使用料	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	1m ³ につき
一般 汚水	10m ³ まで	1,484円	10m ³ を超え50m ³ まで	159円
			50m ³ を超え100m ³ まで	170円
			100m ³ を超え500m ³ まで	180円
			500m ³ を超えるもの	196円

(参考)

区分	排除汚水量 1ヶ月につき	現 行	答 申	改 定 額
基本 使用料	10m ³ まで	1,400円	1,484円	84円
従量 使用料	10m ³ を超え 50m ³ まで	150円	159円	9円
	50m ³ を超え 100m ³ まで	160円	170円	10円
	100m ³ を超え 500m ³ まで	170円	180円	10円
	500m ³ を超えるもの	185円	196円	11円

坂祝町上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

No	氏名	選出区分※	備考
1	松田 賢治	町議会議員	
2	小西 一輝	公共団体等の役員又は職員	副会長
3	吉澤 達哉	公共団体等の役員又は職員	
4	竹内 治彦	学識経験を有する者	会長
5	鈴木 茂喜	学識経験を有する者	
6	原口 かおり	その他町長が必要と求める者	
7	岡崎 まゆり	その他町長が必要と求める者	

※坂祝町上下水道事業経営審議会設置条例第3条の規定に基づく選出区分